

全国大会及び本部予選会における
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和3年 8月19日策定

令和3年 9月 8日改訂

一般社団法人 日本バーテンダー協会

1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析、提言」（2020年5月4日）において、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。

社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、当面の対策を取りまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

当協会の主催する全国大会及び本部予選会（以下、大会と呼ぶ。）では、これまでクラスターの発生は確認されていないが、感染リスクを抑制するため適切な感染予防対策を講ずる必要がある。

当協会の大会管理者は、施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の運営スタッフ、大会を運営する会員のほか、来場者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

本ガイドラインは、一般社団法人 日本バーテンダー協会が本格的に大会事業を再開するにあたって、現場の実情に配慮して、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる三つの密）を避け、手洗いなどの一般衛生管理の強化、人と人との間隔の確保（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）等を通じて、来場者と大会会場内で働く会員及び運営スタッフの安全、安心を確保するための参考となる具体的取組等を示すことを旨とする。

当協会は、以下に示すような対応策を参考に感染防止対策を講ずる。

3. 当協会の大会管理者が講じるべき具体的な対策

(1) リスク評価

当協会の大会管理者は、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、運営するスタッフや来場者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やボトル、展示品など手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位（入り口のドアノブ、手すり、テーブル、椅子、展示品等）には特に注意する。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるか等を評価する。

(2) 施設内の各所における対応策

① 留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

- ・ 大会会場では、食品衛生法を遵守して、すべてのものの安全で衛生的な取扱いを徹底させる。
- ・ 大会会場の開場時間や入室状況等について、来場者へ会場内外の掲示やITテクノロジー等を積極的に活用して情報発信し、大会会場が社会的距離や安全性を考慮して感染防止に努めながら運営していることを来場者に理解していただく。
- ・ 国や自治体から適宜発表される最新情報(方針や助言)の確保に留意し、新型コロナウイルス感染症防止対策として、以下の基本事項を確実に押さえながら事業を継続する。
- ・ 人との接触をできるだけ避け、対人距離を確保する。(1m以上確保するよう努める)
- ・ 感染防止のため来場者の整理を行う。(密にならないように対応(施設定員の50%を目安とする)。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入室制限を含む。)
- ・ 大会会場入場時に同意書の記入を実施し、連絡先や体調を記載してもらおう。同意書は適切な期間(半年間)保存する。
- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置又は石鹸と流水による手洗いの励行。
- ・ マスク(適宜フェイスガード)の着用(運営スタッフ及び来場者に対する周知)。
- ・ マスクを持参していない利用客へは、マスクを配付もしくは販売する。
- ・ 十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う。
マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」参照。
- ・ デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、運営スタッフ間及び来場者同士大声を出さないように施設内で掲示等を行うなど、啓発徹底を行う。なお、大声を出す者がいた場合は、個別に注意を行う。(但し、マスク着用による近隣の来場者同士の会話は差支えないものとする。)
- ・ 大声を出す者に注意喚起ができるように、運営スタッフ等に必要な指導を行う等、適切な体制を整備する。
- ・ 大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があることは専門家からも指摘がなされるところであり、施設内での会話の声が大きくなるようBGMの音量を上げすぎることがないよう留意し、音量を最小限にするなど工夫する。
- ・ 施設の換気について、厚生労働省作成「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考に取り組む。

(参考)「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

- ※ 建築物衛生法において、床面積 3000m² 以上のスペースであって、維持管理についての権限を有するものは、CO₂ 濃度を 1,000ppm 以下としなければならないこと。また、床面積 3000m² 未満のスペースであっても、多数の者が使用、利用するスペースについては、努力義務があることについて、スペース使用者も留意すること。
- ※ 二酸化炭素濃度が一定基準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法も検討。
 - ・デルタ株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気(1 時間 2 回以上、1 回に 5 分間以上)を徹底する。
 - ・乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が 40% 以上になるよう適切な加湿を行う。
 - ・CO₂ 測定装置の設置と常時モニター(1000ppm 以下)の活用を検討する。
(※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。) なお、CO₂ 測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
 - ・HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。
 - ・施設の換気(2 つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)。
 - ・施設及び共用物品の消毒(2 時間おき)。
 - ・来場者が共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
 - ・大会運営者と来場者が対面するテーブルがある場合は、できるだけアクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽するなどの工夫をする。
 - ・適切な予防策を講じるため、賛助会ブースでの飲酒が過量にならないよう注意喚起する。

② 来場者の安全

1) 入室時

- ・大会会場入口には、以下の場合入室をお断りさせていただく旨を掲示し、該当がある場合には入室のお断りを徹底し、ウェブサイトや施設の外に有症状者の入店制限について案内する。
 - 入室前に検温を行い、発熱がある場合
 - 咳、咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある場合
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域等への渡航並びに当該国、地域の在住者との濃厚接触がある場合
- ・密集が回避できない場合は、施設のキャパシティに応じて人数制限(入室制限)を行う。
- ・受付や会場入場で順番待ちをする場合も間隔を空けるよう誘導する。
- ・順番待ちが施設外に及ぶ場合は、運営スタッフが間隔を保つように誘導するか、サインの設置、整理券の配布などを行い、行列を作らないようにする。
- ・入退場で人がかさばらないように極力動線を確認するよう努める。

- ・大会会場入口及び施設内には、手指消毒用に消毒液(消毒用アルコール等)を用意し、来場者に手指消毒をお願いする。
- ・デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、正しいマスクの着用について施設内で掲示等を行い周知するとともに、咳エチケットについて徹底する。とりわけ、試飲の際には黙飲を依頼し、試飲以外の会話の際のマスク着用を徹底する。
- ・飛沫感染、接触感染を防止するために十分な間隔(1m以上確保するよう努める)をとることが重要であることを来場者に理解してもらい、大会会場内が混み合う場合は入室を制限する。
- ・重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患のある方は入室を控える等の案内をするなど十分な配慮を行う。
- ・接触確認アプリ(COCOA)のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録を行うこととし、その旨を事前に来場者等に周知する。接触確認アプリ(COCOA)を機能させるため、「電源をonにしたうえでBluetoothを有効にする」ことを推奨する。
- ・利用者のQRコード読取を奨励し、その旨を事前に来場者等に周知する。

2) 大会会場への案内

- ・大会会場は密着しないように適度なスペース(1m以上確保するよう努める)を空ける、又はパーティションで区切るなど工夫する。
- ・真正面の配置を避けるか、又は椅子の間に区切りのパーティション(アクリル板等)を設けるなど工夫する。なお、パーティション(アクリル板等)の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安とする。(以下パーティション(アクリル板等)を設置する記述の箇所は同じとする。)
- ・出来るだけ大会会場の近くにも手指消毒用に消毒液(消毒用アルコール等)を用意する。
- ・グループでの参加は、できるだけ4人までとする。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)、若しくは通知サービスの活用を促すため、QRコードをブース内に掲示し、QRコード読取を奨励する。

3) 懇親会

- ・懇親会は、可能な範囲で飲食提供者と来場者との間隔(1m以上確保するよう努める)を保ち、懇親会場で飲食を提供するときは、来場者の正面に立たないように注意する。
- ・懇親会場では、飲食提供者と来場者の会話の程度を想定し、両者のマスク着用のほか、できるだけ区切りのパーティションの設置など工夫する。
- ・懇親会場で飲食を提供するときは、来場者の側面に立ち、間隔(1m以上確保するよう努める)を保つ。

- ・来場者が入れ替わる都度、接触部分を消毒する。
- ・飲食提供者は頻繁に石鹸と流水による手洗いを励行し、必要に応じて手指消毒を行う。特に来場者にグラス等を手渡す者は、トレーを使用するなどして注意する。
- ・来場者同士の回し飲みや皿のシェアは避けるよう、掲示等により注意喚起する。
- ・スプーン、箸などの食器の共有、使い回しは避けるよう、掲示等により注意喚起する。
- ・フルーツや菓子などは、大皿は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分ける、フォークや爪楊枝などを提供する場合は人数分用意するなどの対応を行う。
- ・ビュッフェやサラダバー及びドリンクバーは、利用者の飛沫がかからないように食品・ドリンクを保護する。
- ・トング等は頻繁に消毒もしくは交換するか、または手袋の着用を促す。
- ・開催時間設定に際しても留意する。

③ 運営スタッフと来場者の安全衛生管理

- ・運営スタッフと来場者の健康管理と衛生管理を徹底する。
- ・運営スタッフと来場者の健康管理において最も重要なことは、各自が大会会場に新型コロナウイルスを持ち込まないことである。
- ・大会会場責任者は、運営スタッフと来場者の緊急連絡先を把握するように努める。
- ・運営スタッフは、必ず大会開始前に体温を計る。発熱や風邪の症状がみられる場合は、大会会場責任者にその旨を報告の上、同スタッフの就業を禁止する。また、同スタッフに対して受診・相談センターやかかりつけ医等に適切に相談するよう勧める。
- ・感染した運営スタッフ又は濃厚接触者と判断された者の就業は禁止とする。
- ・運営スタッフ同士大声を避け、大会会場ではマスクを原則着用(やむを得ない場合、フェイスガードの着用)し、頻繁かつ適切な手洗いを徹底する。
- ・運営スタッフと来場者やその家族が過度な心配や恐怖心を抱かないよう、また風評被害や誤解などを受けないよう、当協会は現状を的確に会員に伝える(会員へのリスク・コミュニケーション)。
- ・運営スタッフのロッカールームや控え室(以下「控え室」という。)は換気し、室内及び空調設備は定期的に清掃する。
- ・控え室は、一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにするとともに、休憩中もマスクを着用するなど工夫する。運営スタッフが出入りする際は、入退室の前後に手洗いをする。
- ・控え室において、運営スタッフは十分な対人距離(1m以上確保するよう努める)を確保する。
- ・運営スタッフに対し下記のとおり検査の更なる活用・徹底する。
 - (1) 普段から健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。

- (2) 体調が悪い場合には出勤を見合わせるなど徹底する。
- (3) 少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。
- (4) 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。
- (5) 抗原簡易キットの購入にあたっては、
 - ① 連携医療機関を定めること
 - ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
 - ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要。
- (6) これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに当協会に報告するとともに、当該運営スタッフの就業は禁止することを周知する。
- ・これらの報告を受ける担当者及び情報を取り扱う範囲を定め、運営スタッフに周知を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「受診・相談センター」の連絡先を運営スタッフに周知を行う。

④ 大会会場の衛生管理

- ・大会会場内は、適切な換気設備の設置及び換気設備の点検を行い、徹底した換気を行う(窓・ドア等の定期的な開放、常時換気扇の使用など)。
- ・大会会場内清掃を徹底し、大会会場のドアノブ等の設備等、多数の人が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬や次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。また、展示品、テーブル、椅子などは来場者が入れ替わるタイミングや繁忙時間帯前後に、アルコール消毒薬や次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤(界面活性剤)で定期的に消毒する。
- ・運営スタッフは、大会会場内の一箇所に来場者が集まらないように留意する。
- ・消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。
- ・感染防止対策に必要な物資(消毒剤、マスク、手袋、ペーパータオル及びそれらの使い捨て用品を廃棄する容器等)の一覧表(リスト)を作成し、十分な量を準備しておくか、または緊急時にすぐに入手できるよう予め手配をしておく(ローリングストック)。

- ・試飲残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ等の処理は、手袋やマスクを着用してビニール袋等に密封して縛り、マスクや手袋を着用して回収する。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手を洗う。